

義務教育学校について

1 義務教育学校とは

義務教育学校は、1人の校長の下で1つの教職員組織が置かれ、小学校6年間、中学校3年間の義務教育を一貫した教育課程で運営する9年制の学校。

小中一貫教育		
種別	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
施設形態	施設一体型 施設隣接型 施設分離型	
校長	1名	それぞれの学校に配置
職員組織	1つの教職員組織	それぞれの学校毎の教職員組織
免許	原則小中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有
修業年限	9年(前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年+中学校3年

2 義務教育学校の主なメリット・デメリット

【メリット】

①「中1ギャップの緩和・解消」

小学生と中学生の多学年交流などにより、小学校から中学校への進学の際に新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」に対して効果が期待できる。

②自由なカリキュラム（教育課程）の編成ができる

基本的には「前期課程（小学校）」と「後期課程（中学校）」に分けられるが、「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能であるほか、学年段階間での指導内容の入れ替えなど指導上の工夫が可能となる。

③校務の効率化が期待できる

教職員定数上、養護教諭や学校事務職員などが複数配置される算定となっているため、業務の効率化が期待できる。

【デメリット】

①人間関係が固定化されやすい

9年間同じ学校に通い、同じメンバーで過ごすため、人間関係が固定化されやすい。

②リーダーシップや自主性を養う機会の減少

通常であれば小学校高学年においてリーダーシップや自主性を養う機会があるが、義務教育学校では、5・6年生が中学年となるため、その機会が減る可能性がある。

3 県内の義務教育学校の状況

市	学校名	開校	統合前	学級数	児童生徒数	特認校
高岡	国吉義務教育学校	令和 2年 4月	1 小学校 1 中学校	7 ⑩ (前) <u>3 ⑤ (後)</u> 10⑮ (合計)	1 3 9 (前) <u>6 0 (後)</u> 1 9 9 (合計)	—
氷見	西の杜学園	令和 2年 4月	3 小学校 1 中学校	6 ⑧ (前) <u>3 ④ (後)</u> 8 ⑫ (合計)	7 3 (前) <u>5 7 (後)</u> 1 3 0 (合計)	○
南砺	南砺つばき学舎	令和 3年 4月	1 小学校 1 中学校	6 ⑥ (前) <u>3 ③ (後)</u> 9 ⑨ (合計)	5 7 (前) <u>2 2 (後)</u> 7 9 (合計)	○ (令和 5 年～)

学級数の○数字は特別支援学級を含む学級数

特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

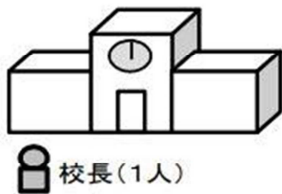
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

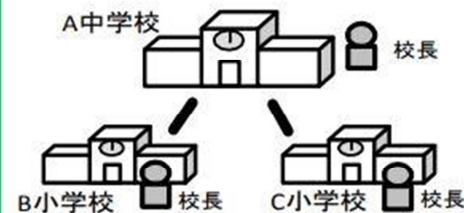
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

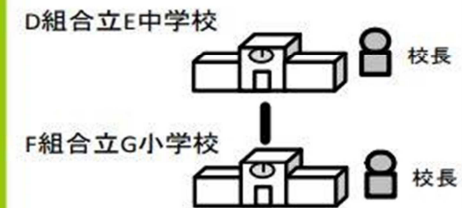
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
特別 教育課程の	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）より